平成２２年（フ）第１５７１３号
埼玉県さいたま市大宮区仲町１丁目114番地
破産者　有限会社ケイ・エム・ワン
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７８４号
東京都千代田区内神田１丁目10番１号
破産者　株式会社シーアンドエヌ
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８１５号
東京都台東区浅草橋２丁目10番１号　浅草ハイム１Ｆ
破産者　弁留物産有限会社
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８１６号
東京都中央区月島２丁目７―12
破産者　野辺　正已
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８３３号
東京都港区南青山３丁目８番４号
破産者　有限会社アド・キッズ
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８３４号
埼玉県三郷市新和４丁目112
破産者　赤堀　栄人
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８４４号
東京都中央区月島１丁目20番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区月島１丁目16番13号
破産者　有限会社ジャパンイーストサービス
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８４５号
東京都世田谷区羽根木１丁目４―13―303
破産者　西村　良一
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８６７号
神奈川県横浜市鶴見区北寺尾３丁目10―13―602
破産者　渡邉　一機
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９４７号
神奈川県横浜市戸塚区東俣野町1078番地
破産者　有限会社和合製作所
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９４８号
神奈川県横浜市戸塚区東俣野町1079―１
破産者　野嶋　　俊
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９８３号
東京都江戸川区中葛西６丁目13―３―804
破産者　山内　啓子
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０３８号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1175―24―502
破産者　伊藤　達彦
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０５４号
東京都江戸川区東松本２丁目３番１号
破産者　有限会社岐装工業
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１３９号
東京都練馬区大泉学園町８丁目22番１号
破産者　株式会社ソーニック
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１５０号
茨城県常陸太田市大里町3871番地
破産者　有限会社くめ食品工業
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１９４号
東京都文京区春日２丁目18番９号
破産者　コーハン株式会社
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１９５号
東京都文京区春日２丁目18―９　第２コーハンビル
破産者　寺田　正美
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２１４号
東京都新宿区新宿２丁目２番１号
破産者　株式会社ジェーケイ
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２３５号
神奈川県秦野市本町３―13―８―501、開始決定時の住所神奈川県秦野市今泉584―６
破産者　岩淵　拓男
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２３６号
神奈川県秦野市本町３―13―８―501、開始決定時の住所神奈川県秦野市今泉584―６
破産者　岩淵　幸子
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２６２号
東京都千代田区富士見２丁目８番９号
破産者　有限会社エムアイオフィス
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部